

監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査
(学校等現地監査)の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年9月30日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	堂	前	一幸

平成 2 5 年度定期監査（学校等現地監査）の結果報告

1 監査の実施日

平成 2 5 年 8 月 8 日（木）午前 1 0 時～

中央小学校、松陵中学校、北幼稚園

2 監査の対象

各学校等における平成 2 4 年度の消耗品の購入状況、現金の取扱い状況、備品の管理状況、理科教材薬品の管理状況等

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書と各学校等における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各学校等における消耗品の購入状況、現金の出納状況、備品等の管理については、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事項について適切な措置を講じられたい。

（１）給食費の未納について

給食費について、今回監査した 2 校に未納があった。負担の公平性に鑑み、納付指導を積極的に行いその減少に努められたい。

（２）備品について

学校の備品について、購入金額が比較的安価で、複数のものが集まり、壊れやすいものが備品として台帳に記載されて

いた。これを備品とすると管理は複雑となるので、消耗品扱いと出来ないか主管課等と協議されたい。

(3) 理科薬品について

学校の理科薬品について保管状況を確認したが、転倒防止が十分取られていないケースが見られたので、適確な管理をお願いする。また、長期間使用していない薬品が見られたので、このまま保管し続けるのか検討願いたい。